

外国人材の受入れ・共生に向けた提言

我が国に在留する外国人は、近年大きく増加しており、平成30年には、在留外国人数は約273万人、外国人労働者数は約146万人と、いずれも過去最高となっています。

とりわけ、外国人労働者数は、少子高齢化による生産年齢人口の減少や回復基調が続く経済情勢による人手不足などを背景に大きく増加しており、今後も増えることが見込まれています。

こうした中、本年4月の改正出入国管理法の施行に伴い、一定の専門性・技能を有し即戦力となる外国人を受け入れるための新たな在留資格「特定技能」が創設されました。まず、農業、介護、建設、宿泊、造船を始めとする14分野で受入れが開始され、今後5年間で、全国で最大約34万5千人の外国人材を受け入れることとされています。

また、国は、外国人材が安心して安全に暮らせる社会の実現に寄与するという目的を達成するため、「外国人材の受入れ・共生のための総合的対応策（総合的対応策）」を取りまとめ、それに基づく具体的な取組も始まっています。

産業経済のグローバル化や世界規模の人材確保の競争が進む中で、この「特定技能」の創設は、今後の我が国の発展にとって、大きな意義を持つものであり、産業界から大きな期待が寄せられている一方、「特定技能」の円滑な運用に対する不安の声も聞かれます。

多くの外国人材の受入れは、労働者としてだけでなく、生活者としての外国人が広く47都道府県に定着していくということであり、地域社会に非常に大きなインパクトを与えることとなります。そのことを踏まえると、総合的対応策の一層の拡充、地方自治体の取組に対する十分な財政措置などが重要となってきます。

このため、全国知事会では、昨年8月に続き、このたびの「特定技能」の創設が、それぞれの地域はもとより我が国全体の発展につながる制度となるよう要請するとともに、新たに受け入れる外国人材及び在留外国人への日本語教育、さらには安心して働き、暮らしていくための様々な支援など、多文化共生社会の実現に向け、国が責任を持って取り組むよう、強く要請いたします。

I 「特定技能」について

地域経済を支える中小企業等では、女性・高齢者の活躍促進や設備投資による生産性の向上などにも取り組んでいるが、なお深刻な人手不足の状況にある。こうした中で、「特定技能」について以下の事項を検討・実施すること。

- 「特定技能」における特定産業分野については、地域の労働需給の状況や事業者団体から聴取した意向等を踏まえて、次の分野を始め柔軟に追加すること。

【都道府県の中から追加希望がある分野例】

- ・ 酒類製造業
 - ・ 印刷・同関連業
 - ・ 化学工業
 - ・ プラスチック製品製造業
 - ・ ゴム製品製造業
 - ・ なめし革・同製品・毛皮製造業
 - ・ 金属製品製造業（現在、特定産業分野に含まれるものを除く。）
 - ・ 輸送用機械器具製造業
 - ・ 索道業
 - ・ 倉庫業
 - ・ 各種商品小売業
 - ・ 旅行業
- 特定産業分野の追加、受入れ人数の変更等に当たっては、それらのプロセスを明確化し、事業者団体等への周知をしっかりと図った上で、地域の事業者団体や中小事業者等の意見も十分に聴取し、反映させること。
 - 外国人材や受入れ企業双方が利用しやすい制度となるよう、在留資格「特定技能」の取得や変更について、要件や手続きを分かりやすく明確

化するとともに、簡素化するよう努めること。

また、在留資格の取得や変更、登録支援機関の登録に係る審査について、迅速に行うことができる体制を構築すること。

- 「特定技能」に係る技能水準や日本語能力水準を確認する試験について、早期に全ての試験が実施できるよう体制を整備すること。

また、試験会場については、優秀な外国人材の確保に向けてできるだけ多くの国々において設けるとともに、国内での開催についても各省庁の地方支分局単位で少なくとも1か所以上は設けること。

- 「特定技能」の制度概要や手続等について、法務省が各省庁の情報を含めて取りまとめるとともに、事業者団体や企業等に対して、責任を持って都道府県単位での説明会を開催するなど、十分な情報発信及び相談対応を一元的に行うこと。

- 特定産業分野ごとに設置される協議会において行う地域ごとの受入れ状況及び人手不足の状況の把握と原因分析の枠組みを早急に示すとともに、結果について地方自治体や事業者団体等に適時適切に情報提供すること。

また、それらの結果を踏まえて、大都市その他の特定の地域に特定技能外国人が過度に集中することなく、地域の人手不足に的確に対応し、地域が持続的に発展できるよう、地方自治体や事業者団体等の意見も十分に聴取し、実効性のある施策を国が責任を持って実施すること。

Ⅱ 多文化共生社会の実現について

外国人材の受入れ拡大や在留外国人との共生に当たっては、各地域の取組を踏まえつつ、国が責任を持って、日本語教育や社会保障、生活支援など、多文化共生社会の実現に向けた、以下の取組を検討・実施すること。

1 多文化共生社会を支える基盤や仕組みづくり

(1) 外国人全般の受入れ方針及び外国人の日本社会への適応に向けた施策方針の策定等

- 中長期的な視点に立った、外国人全般の受入れ方針及び外国人の日本社会への適応に向けた施策に係る体系的・総合的な方針を策定すること。

また、「外国人材の受入れ・共生のための総合的対応策」については、国と地方自治体の役割を明確にするとともに、外国人を受け入れる地方自治体等の意見を十分に聴取し、その拡充を図ること。

(2) 多文化共生社会の実現のための財政措置等

- 新たに受け入れる外国人材や在留外国人への日本語教育や生活支援など、多文化共生社会の実現に向けた取組を、地方自治体が計画的かつ総合的に実施することができるよう、速やかに必要な財政措置を講じること。

また、財政措置については、その要件や手続き等を地方自治体が活用しやすいものとするとともに、適時適切に情報を提供すること。

(3) 多文化共生社会の実現に向けた啓発活動等

- 外国人材や在留外国人が差別や偏見を受けることなく安心して地域で暮らせるよう、多文化共生社会の必要性・意義について、国民がより一層理解を深めるための取組を進めるとともに、地方自治体の取組に対して必要な支援を行うこと。

2 外国人を対象とした日本語教育等の充実や就学支援

(1) 外国人住民に対する日本語学習等の機会の充実

- 新たに受け入れる外国人材や在留外国人が、地域社会の一員として自立した生活を円滑に送ることができる程度の日本語能力の習得や日本社会の習慣に対する理解促進のため、全ての外国人に日本語学習等の機会を提供する公的な仕組みを構築すること。
- 外国人が日本での学習の機会を希望する場合に、夜間中学等に参加している現状があることから、夜間中学の設置・運営等に係る財政措置の拡充を図ること。

(2) 外国人の子どもに対する就学支援

- 外国人児童生徒の教育については、外国人がその保護する子どもを公立の義務教育諸学校に就学させることを希望する場合に、就学を受け入れているのが現状であることから、国籍に関わらず、我が国で暮らす全ての子どもが生活していく上で必要な教育が保障されるよう、国の責任のもと、教育支援体制を構築すること。
- 外国人の子どもに対する教育の充実に向け、プレスクール（就学前の日本語の初期指導や学校生活の適応指導）等の取組を促進すること。
また、不就学の外国人の子どもの実態を国が責任を持って把握した上で、就学の促進などを図ること。

(3) 日本語指導が必要な外国人児童生徒への支援

- 日本語指導が必要な外国籍の児童生徒数は、今後、これまで以上に増加していくと考えられるため、義務標準法の規定に基づいた「日本語指導を行う教員に係る基礎定数化」による改善について進度を上げて実施すること。
また、日本語指導を担当する教員等の資質向上に必要な支援の実施や、

現職の教員だけでなく教員養成の段階から日本語指導に関する知識等を習得できる仕組みを構築すること。

- 学習支援、生活適応支援の充実のため、地方自治体だけに任せることなく、国の責任において、母語の分かる相談員や支援員等の配置の充実や当該人材に係る登録制度の構築等に対する財政措置の拡充を図ること。

3 外国人材が働きやすい環境の整備

(1) 外国人の雇用の安定に向けた取組

- ハローワーク等における外国人対応窓口の設置、通訳の配置、多言語化などの対応を継続的に行うとともに、相談体制をより充実させること。

また、外国人の雇用の安定に向け、就労に必要な日本語等の研修や、日本語能力に配慮した職業訓練の更なる充実に努めるとともに、職場定着アドバイザー派遣等により就業前から雇用継続までを一貫して支援する施策を実施すること。

- 外国人留学生に対する地方企業の情報提供やマッチング支援、地方企業の外国人留学生インターンシップ受入れ支援など、外国人留学生の就労に向けた地方の取組への財政措置を講じること。

(2) 就労環境の適正化等

- 労働関係法令の遵守や日本語能力に配慮した労働安全管理、入国在留審査における日本人労働者と同等以上の報酬の確保等の確認の徹底を図るとともに、事業主向けの相談・指導体制の整備や雇用管理改善の取組に係る好事例の事業者への周知など、外国人労働者の就労環境の適正化に向けた取組や、社会保険の加入促進を引き続き進めること。

- 不法・偽装滞在者や難民認定制度の濫用・誤用者対策などの在留管理体制の強化については、国が責任を持って必要な体制を構築すること。

- 外国人材の受入れが見込まれる国との二国間取り決めを作成するとともに、その実効性を確保し、悪質な仲介事業者等を排除するための取組を国の責任において着実に進めること。

4 外国人が安全に安心して暮らすための生活支援

(1) 行政・生活情報の多言語化等

- 地方自治体が行う、多文化共生総合相談ワンストップセンターを始めとした外国人が安心して暮らすための相談体制や、公的機関等における外国人のコミュニケーション支援に向けた通訳や多言語による情報提供などの体制の整備、人材の育成に対する財政措置の拡充を図ること。
また、ワンストップセンター等について、出入国在留管理局職員の派遣など、国の機関との連携強化が十分に図られるよう支援すること。
- 労働や法律関係、消費生活を始め外国人からの様々な相談に対応するため、国が24時間対応可能な多言語相談窓口を設置すること。
- 1号特定技能外国人に対する生活支援について、国が、受入れ企業又は登録支援機関の実施内容を検証、指導できる体制を構築するとともに、その内容を地方自治体に情報提供すること。
- 2号特定技能外国人やその帯同家族等への生活支援についても、1号特定技能外国人に対する生活ガイダンスなどと同様の支援や、日本語学習・日本語教育を始めとした安心して暮らすことができる支援を、地方自治体や受入れ企業だけに任せることなく、国が責任を持って取り組むこと。

(2) 医療・保健・福祉サービスの提供

- 医療言語人材（通訳者）の育成や活用方法については、各地域で運営する既存の仕組みに配慮したものとする。

また、医療通訳者派遣等の実施主体である地方自治体等に対する財政措置や社会保険の適切な適用を促進すること。

これらの取組等により、外国人が安心して医療・保健・福祉サービスを受けられることができる環境整備を図ること。

(3) 災害対策等の充実

- 災害時に外国人支援を行う人材の養成を行うこと。また、各種の情報提供について、多言語化など、外国人が必要な情報にアクセスできる環境整備を図ること。

5 多文化共生社会の実現に向けた施策の推進

(1) 総合調整機能を担う法務省の役割

- 多文化共生社会の実現に必要な施策については、法務省の総合調整機能の下、スピード感を持って着実に進めていくこととされていることから、法務省は、必要な制度の整備、各省庁間の調整、在留外国人統計の充実や地方自治体等への情報提供などを適時適切に実施すること。

(2) 総合的対応策のフォローアップ等

- 「外国人材の受入れ・共生のための総合的対応策」については、国が進捗状況を把握、公表し、適切にフォローアップすること。

また、その推進に当たっては、外国人の声をきめ細やかに聴取すること。

令和元年6月6日

**全国知事会 新たな外国人材の受入れプロジェクトチーム・リーダー
愛知県知事 大村 秀章**